

新型コロナウイルス感染症患者にかかる積極的疫学調査について  
(お願いと情報提供)

○国への報告義務

- ・患者の情報について、退院するまでの情報を毎日14時までに県から厚労省に報告  
(新型コロナウイルス対策推進本部サーベイランス班)
- ・特に重症者、死亡者の把握は必須  
(R2.2.12 厚労省健康局結核感染症課長 健感初0212第3号 他)
- ・把握した情報は国への報告に加え、個人が特定できない範囲で公表
- ・情報の把握方法 各保健所から毎日入院医療機関に聞き取り

患者入院医療機関においては、

保健所からの聞き取りや迅速な情報提供に 連休中もご協力を！

○積極的疫学調査にかかる「濃厚接触者」に関わる「患者」の感染可能期間の定義変更

- ・「濃厚接触者」に関わる「患者」の感染可能期間の開始日が下記に変更

症状を呈した日 → (変更後) 症状を呈した2日前から

- ・濃厚接触者の定義の「その他」が変更

手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで「患者(確定例)」と接触があった者  
(患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する)

→ (変更後)

手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者  
(周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

(新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 R2年4月20日版)

医療機関等においては、引き続き「必要な感染予防策」の徹底を！